

# エコー山の会規約

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会はエコー山の会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は登山、ハイキング等を通じて自然に親しみ、自然を愛でる心を育むとともに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 登山、ハイキング等（以下「山行」という。）を行うこと。
- (2) 山行を行うに必要な技術の習得及び指導奨励
- (3) 山行のための資料の収集
- (4) 遭難の予防並びに対策
- (5) その他会の目的達成に必要な事項

(山 行)

第 4 条 山行は、会山行及び派遣山行に区分する。

- (1) 会山行とは、本会でを行う山行をいう。
- (2) 派遣山行とは、他団体が主催する山行で、運営委員会で参加を認めた山行をいう。

(事 故)

第 5 条 本会の諸行事中に生じた傷害等の事故は、全て各個人の負担とする。

## 第 2 章 会 員

(構 成)

第 6 条 本会は第 2 条の目的に同意した健康な者によって構成する。

尚、会の目的達成のため特例を設けることができる。

(義 務)

第 7 条 会員は会の運営を円滑にするため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会費の拠出
- (2) 会で指定する保険に加入するか、又は個人で申し込む山岳保険に加入する。
- (3) 会の行事への積極的な参加
- (4) リーダーシップ確立への協力

(5) 山行計画書並びに山行報告書の提出

(退 会)

第8条 退会は本人の自由意思による。ただし、退会を希望するときは速やかに会長に届出なければならない。会費の滞納は退会とみなす。

(除 名)

第9条 会員に次の行為があったときは、運営委員会で審議の上除名する。

- (1) 会の体面を著しく傷付ける行為があったとき
- (2) 会則を守らず会の発展を阻害する行為があったとき

### 第 3 章 役 員

(役 員)

第10条 役員は運営委員及び会計監査とする。また、必要に応じて相談役を置く。

2 運営委員は会の運営上必要な人数を選出し、互選で次の役職を決める。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 会 長     | 1 名 |
| (2) 副 会 長   | 若干名 |
| (3) 会計担当    | 若干名 |
| (4) 総務担当    | 若干名 |
| (5) 装備・備品担当 | 若干名 |
| (6) 企画担当    | 若干名 |

3 会計監査は1名とする。

4 役員任期は1年とし、再任を妨げない。また、会計監査を除いて兼任も可とする。

(役員職務)

第11条 運営委員は会の目的達成の為、各担当の職務を遂行する

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計担当運営委員は会費の徴収及び会の会計を管理する。
- 4 総務担当運営委員は会報の発行、会の事務連絡及びその他総務全般を管轄する。
- 5 装備・備品担当運営委員は会の備品・装備を管理し、またその資料収集と研究を行う。
- 6 企画担当運営委員は会山行の企画・立案・研究を行い、山行全般を指導する。また、リーダー会を構成し安全で強力な山行体勢を整える。山行はチーフリー

ダーと必要に応じてサブリーダーを置く。

7 前各項について、必要な事項は別途細則を定める。

(会計監査の職務)

第 12 条 会計監査は会の財務を監査する。

## 第 4 章 会 運 営 協 力 員

(会運営協力員)

第 13 条 会長は運営委員会の承認を得て会運営協力員（以下「協力員」という。）を任命する。

2 協力員は、運営委員会を補佐し、会報発行、スポーツ保険事務、山行企画その他の業務を行う。

3 協力員は、業務の遂行に当たり、運営委員会に出席し意見を述べることができる。

4 協力員の任期は、一年とし、再任を妨げない。

## 第 5 章 会 議

(総 会)

第 14 条 総会は会の最高議決機関であり、会長がこれを招集する。

2 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、委任状は出席したものとみなす。

3 定例総会は原則として 4 月に行う。臨時総会は会員の 5 分の 1 以上の発議があったとき、30 日以内に招集しなければならない。

4 総会は次の議決を行う。

(1) 事業計画

(2) 予算並びに決算

(3) 役員を選出

(4) 規約の改正

ただし、本号については第 21 条の規定による

(5) その他必要な事項

(定例会)

第 15 条 会の円滑な運営を図るため、原則として毎月 1 回定例会を開く。

(運営委員会)

第 16 条 運営委員は運営委員会を構成し、次の事務を担当する。

- (1) 会の運営に関すること。
- (2) 細則を定めること。
- (3) 会の運営に関し、定めのない事項等について疑義を生じた場合、運用事項を定めること。
- (4) 2号及び3号に関する規定は、会報に掲載された3日後から有効とする。

## 第 6 章 会 計

(会 計)

第 17 条 本会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 入会金
  - (2) 会 費
  - (3) 寄附金
  - (4) その他
- 2 入会金は 2,000 円とし、入会時に納める。
  - 3 会費は年 3,600 円とし、一括して納める。
  - 4 年の途中で入会した者は、残余の会費を納める。
  - 5 一旦納入した入会金並びに会費は、理由の如何に拘らず返金しない。

(事故対策費)

第 18 条 遭難等の緊急搜索費用の立替等として、事故対策費を積み立てる。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 そ の 他

(帳 簿)

第 20 条 本会に次の簿冊を備え付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿
- (4) 会議録
- (5) その他必要な帳簿

(規約の改正)

第 21 条 規約の改正は会員の 2 分の 1 以上の賛成を要する。

(会報)

第 22 条 会報を定期的に発行し全会員に送付する

不

頁

- 1 この規約は、昭和 58 年 6 月 1 日より実施する。
- 2 この規約は、昭和 62 年 4 月 19 日より実施する。
- 3 この規約は、平成 2 年 5 月 13 日より実施する。
- 4 この規約は、平成 4 年 4 月 19 日より実施する。
- 5 この規約は、平成 5 年 4 月 18 日より実施する。
- 6 この規約は、平成 6 年 4 月 17 日より実施する。
- 7 この規約は、平成 8 年 4 月 7 日より実施する。
- 8 この規約は、平成 10 年 4 月 5 日より実施する。
- 9 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。
- 10 この規約は、平成 16 年 4 月 4 日より実施する。
- 11 この規約は、平成 21 年 4 月 5 日より実施する。
- 12 この規約は、平成 24 年 4 月 8 日より実施する。
- 13 この規約は、2020 年 4 月 30 日より実施する。
- 14 この規約は、2024 年 4 月 7 日より実施する。

(第 6 条年齢条件削除)